

電子申請・通知システムのご利用について

1 電子申請・通知システムとは

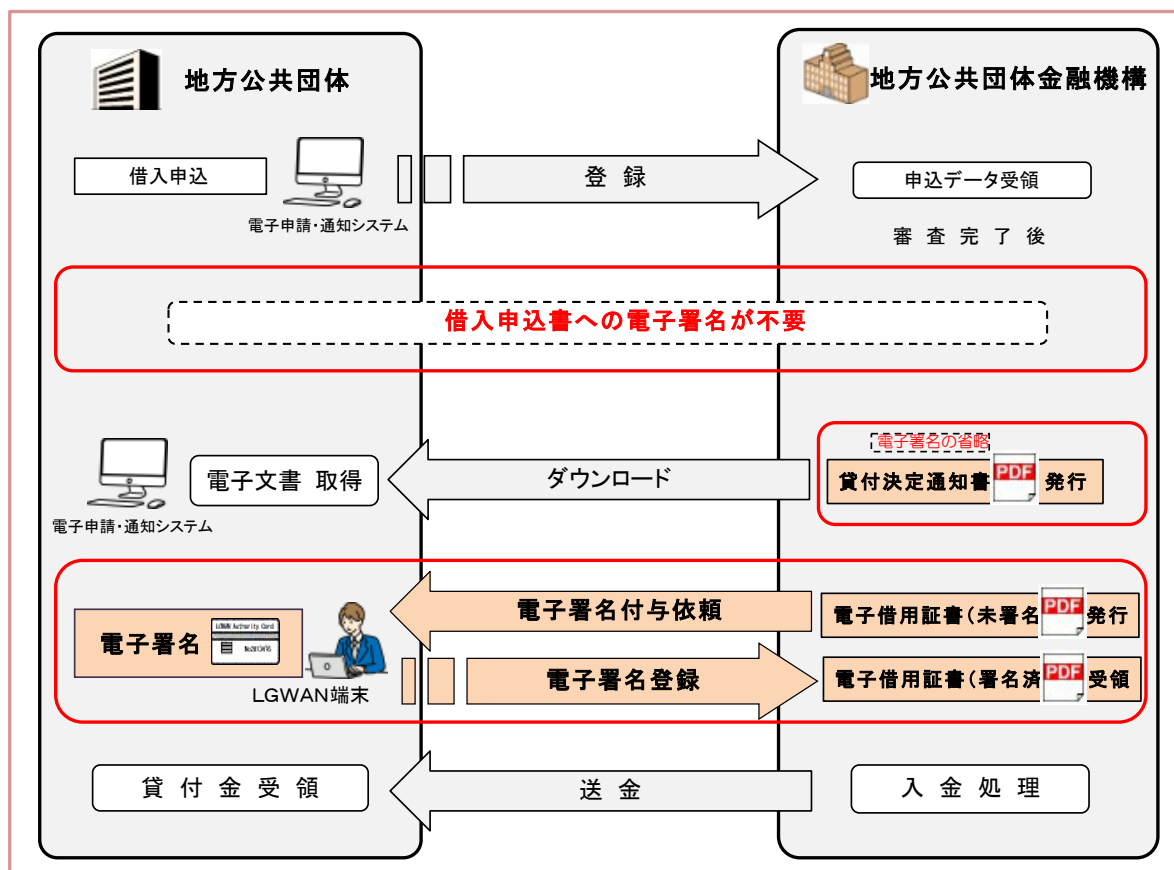
電子申請・通知システムとは、融資事務をオンライン化したシステムで、借入申込みや貸付決定通知等の手続を、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて申請・取得することができます。また、インターネットを通じての借入申込手続（機構における借入申込書の審査完了後に電子署名を付与する際には、LGWAN 端末を使用する必要があります。）や借入実績等の照会・ダウンロード及び繰上償還に係る補償金のシミュレーションができます。

電子申請・通知システムは、書類作成作業の省力化が図られ、セキュリティに配慮した仕組みを導入しています。

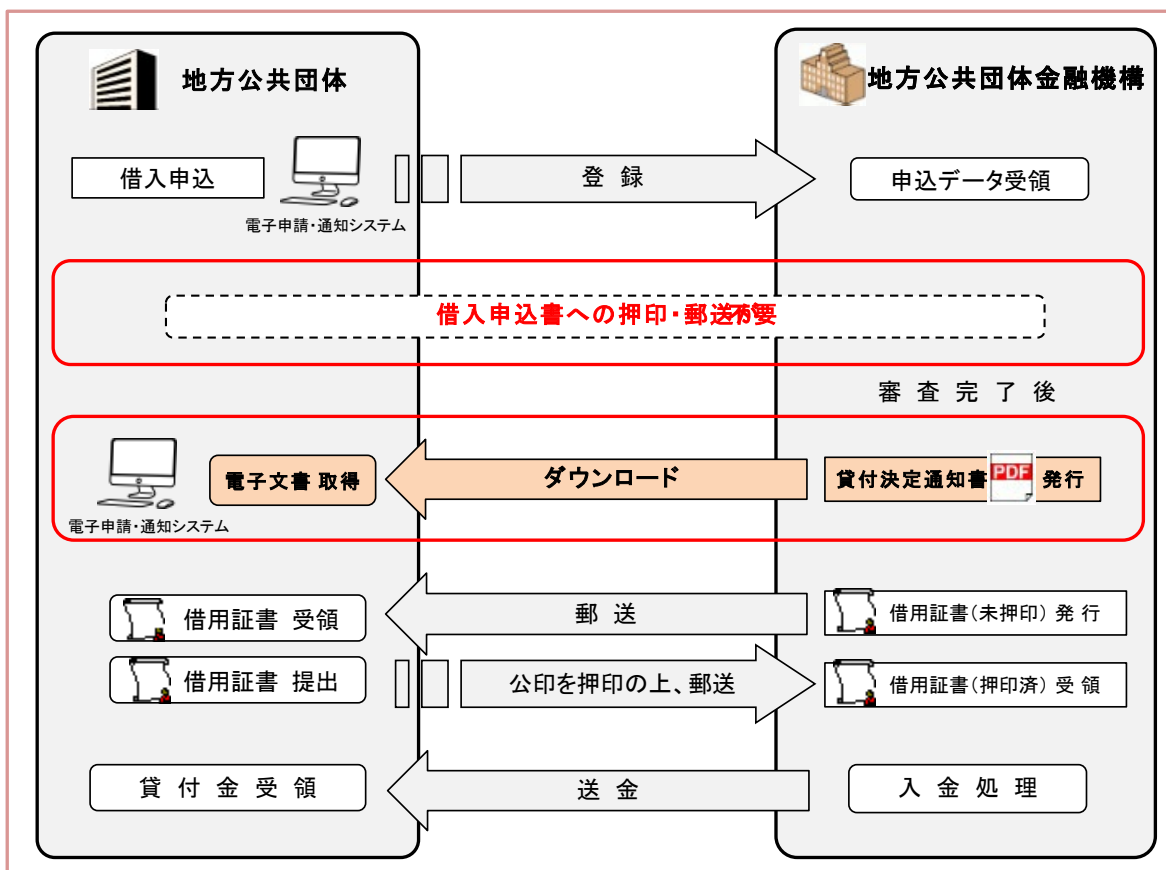
※団体種別によって、一部利用できない機能があります。その場合、対象の団体種別を括弧書きにて表記していますので、確認してください。

2 主な機能

【①機構資金の長期貸付借入申込手続（電子申請（電子署名））】



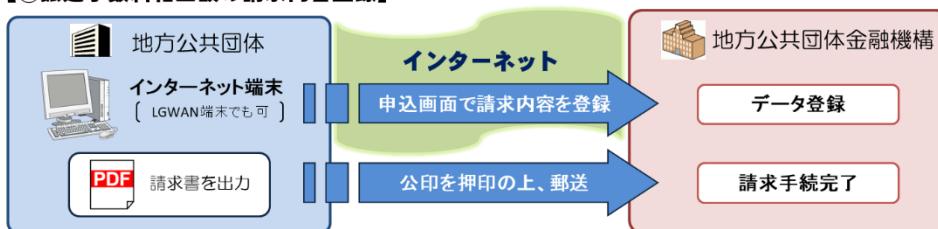
【②機構資金の長期貸付借入申込手続（書面申請（WEB入力））】



【③団体向け情報提供】



【④振込手数料相当額の請求内容登録】



新たに電子申請・通知システム(利用形態別の使用可能機能は右記参照)の利用を希望する団体におかれましては、「電子申請・通知システム利用申込書」(様式につきましては、ホームページに掲載させていただきます。)*による手続をお願いいたします(平成30年9月29日(土)以降)。なお、現在電子申請・通知システムを利用している団体におかれましては、手続は必要ありません。

<電子申請・通知システムの利用形態別使用可能機能>

利用形態	団体種別	使用可能機能
①を利用したい(※)	「電子申請団体」	①、③、④
②を利用したい	「書面申請(WEB入力)団体」	②、③、④

※ ①の利用を希望される団体は、LGWAN利用団体である必要があります。

3 申請の方法の種類と団体種別

(1)電子申請団体（2 主な機能①の団体）

電子申請(電子署名)による申請を行う団体。機構の電子申請・通知システムにアクセスし、電子署名を行う方法です（L G W A N経由で署名するため、職責証明書が格納された I Cカードが必要になります。）。

(2)書面申請(WEB 入力)団体（2 主な機能②の団体）

書面申請(WEB 入力)による申請を行う団体。機構の電子申請・通知システムにアクセスし、WEB 入力で借入申込書類を作成する方法です（電子署名は使わないため、職責証明書が格納された I Cカードは不要です。）。

(3)書面申請(EXCEL 入力)団体（電子申請・通知システムを利用できない団体）

書面申請(EXCEL 入力)による申請を行う団体。借入申込書類を EXCEL 様式で作成し、公印を押印のうえ、郵送する方法です。

4 電子申請・通知システムによる申込みに係る留意点

(1)システムの利用に当たっては、団体の全ての事業を同じ方法で申し込んでいただきます（事業ごとに電子申請(電子署名)、書面申請(WEB 入力)、書面申請(EXCEL 入力)を使い分けることはできません。）。

ただし、ネットワーク障害や PC の故障等により、突発的にシステムが利用できない場合は、機構融資部にお問い合わせの上、借入手続を確認してください。

なお、システムを利用する場合には、団体からの希望により事業担当課ごとに ID 及びパスワードを付与することにより、事業ごとにシステムによる借入申込みができます。ID 及びパスワードの付与を希望される場合は機構融資部にお問い合わせください。

(2)「借入申込」等において電子署名を付与する際に、職責証明書が格納された IC カードの有効期限が切れていると、署名付与ができませんので、事前に必ず確認し、必要に応じて更新の手続等を済ませるようにしてください。【電子申請団体】

ご不明な点は、融資部システム担当（TEL:03-3539-2833）までご連絡ください。また、『融資の手引』や HP（<http://www.jfm.go.jp/> ホーム ＞ 融資のご案内 ＞ 電子申請・通知システム）でも詳細をご確認いただけます。